京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
発行所　京都府
政策法務課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所　中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目次

規則

ページ

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則　（循環型社会推進課）　213

告示

○知事の所轄に属する学校法人等の行うことのできる収益事業の種類の一部を改正する告示　（文教課）　〃
○京都府私立学校審議会委員の定数に関する規程の一部を改正する告示　（　〃　）　214
○老人医療助成事業費補助金交付要綱の一部改正　（医療保険政策課）　〃
○京都府森林の適正な管理に関する条例に基づく要適正管理森林の指定　（丹後広域振興局）　〃
○公共測量の終了　（用地課）　〃
○府道路線の廃止　（道路管理課）　215
○道路の区域変更　（山城南土木事務所、南丹土木事務所、中丹東土木事務所）　〃
○道路の供用開始　（道路管理課、山城南土木事務所、南丹土木事務所、中丹東土木事務所）　216
○土砂災害警戒区域の指定の解除　（砂防課）　217
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可　（山城北土木事務所、山城南土木事務所）　217
○京都府警察手数料徴収条例施行規則に基づき手数料を徴収しない理由を定めた告示の一部改正　（警察本部交通規制課）　218

公告

○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧　（丹後広域振興局）　〃
○都市計画道路事業の施行　（道路建設課）　219
○都市計画法に基づく工事完了　（建築指導課）　〃

内水面漁場管理委員会

○コイの持ち出し等に関する制限　〃
○令和７年度漁業権者別増殖目標数　220

雑報

○道路整備特別措置法に基づく有料道路の工事の完了　221

規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月28日
京都府知事　西　脇　　隆　俊

京都府規則第25号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年京都府規則第38号）の一部を次のように改正する。

別記第６号様式の（第３面）及び別記第15号様式中「及び大腸菌群数等」を「、大腸菌数等」に改める。

附　則

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

２　この規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

告示

京都府告示第161号

知事の所轄に属する学校法人等の行うことのできる収益事業の種類の一部を改正する告示を次のように定める。

令和７年３月28日
京都府知事　西　脇　　隆　俊

知事の所轄に属する学校法人等の行うことのできる収益事業の種類の一部を改正する告示

知事の所轄に属する学校法人等の行うことのできる収益事業の種類（昭和56年京都府告示第759号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第26条第１項」を「第19条第１項」に、「第64条第４項」を「第152条第５項」に改める。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

京都府告示第162号

京都府私立学校審議会委員の定数に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和７年３月28日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

京都府私立学校審議会委員の定数に関する規程の一部を改正する告示

京都府私立学校審議会委員の定数に関する規程（平成18年京都府告示第376号）の一部を次のように改正する。

「第10条」を「第９条」に改める。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

京都府告示第163号

老人医療助成事業費補助金交付要綱（昭和45年京都府告示第528号）の一部を次のように改正し、令和７年度分の補助金から適用する。

令和７年３月28日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

第２第１号中「含む」を「含み、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の３の３第１項の規定を適用しないとしたならば所得税が課される者を除く」に改める。

京都府告示第164号

京都府森林の適正な管理に関する条例（平成26年京都府条例第33号）第５条第１項の規定により、要適正管理森林を次のとおり指定する。

令和７年３月28日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

指定図　次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図は、京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課に備えておく。）

京都府告示第165号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、次の地域の公共測量（令和６年京都府告示第559号）が令和７年２月28日終了した旨測量計画機関の長である京都地方法務局長から通知があった。

令和７年３月28日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

測量の地域

京都市右京区西京極東池田町、西京極町ノ坪町、西京極宮ノ東町、西京極三反田町、西京極南庄境町、西京極中溝町及び西京極大門町の全部並びに西京極北裏町、西京極西川町、西京極中町及び西京極東町の一部

京都府告示第166号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、次の地域の公共測量（令和６年京都府告示第560号）が令和７年２月28日終了した旨測量計画機関の長である京都地方法務局長から通知があった。

令和７年３月28日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

測量の地域

京都市伏見区桃山与五郎町、桃山南大島町並びに桃山町大島、桃山町養斉及び桃山町丹後の一部

京都府告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第１項の規定により、次の府道の路線を令和７年３月31日限り廃止する。

なお、その関係図面は、京都府建設交通部道路管理課及び京都府山城南土木事務所において、令和７年３月28日から令和７年４月11日まで縦覧に供する。

令和７年３月28日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

整理番号	廃止路線名	起点 終点	重要な経過地
324	木津加茂線	木津川市鹿背山 木津川市加茂町里	

京都府告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和７年３月28日から令和７年４月11日まで縦覧に供する。

令和７年３月28日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

1(1)　道路の種類　　府道
(2)　路線名　　奈良加茂線
(3)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
木津川市加茂町里西大間田18の20から	前	m 最小　7.6 最大　8.7	m 16.0
木津川市加茂町里西大間田18の４まで	後	最小　7.6 最大　13.5	

(4)　縦覧場所　　京都府山城南土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

2(1)　道路の種類　　府道
(2)　路線名　　天理加茂木津線
(3)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
木津川市城山台十三丁目25の１から 木津川市城山台十三丁目６を経て 木津川市木津馬場南25の２まで	前	m 最小　16.7 最大　71.7	m 792.4	旧道の廃止 廃道 延長　792.4m 幅員
木津川市城山台十二丁目１の１から 木津川市州見台六丁目４を経て 木津川市木津馬場南25の２（右）まで	後	最小　17.0 最大　41.6	4878.5	最小16.7m 最大71.7m 予定日 令和７年４月１日
木津川市州見台八丁目１地先から 木津川市市坂堂田10の１地先まで	後	最小　7.0 最大　10.4	502.2	

(4)　縦覧場所　　京都府山城南土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

3(1)　道路の種類　　府道
(2)　路線名　　奈良精華線
(3)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
相楽郡精華町大字乾谷小字岸ノ下27の11地先から	前	m 最小　25.4 最大　40.5	m 20.9	区域の廃止 廃道 延長20.9m 幅員 最小 0.0m 最大10.8m 予定日 令和７年４月１日
相楽郡精華町大字乾谷小字岸ノ下17の10まで	後	最小　25.4 最大　39.4		
相楽郡精華町大字乾谷小字角平８の１（右）地先から	前	最小　26.5 最大　40.7	76.2	区域の廃止 廃道 延長76.2m 幅員 最小 0.7m 最大12.4m 予定日 令和７年４月１日
相楽郡精華町大字乾谷小字城山60の２（右）まで	後	最小　25.8 最大　40.7		

(4)　縦覧場所　　京都府山城南土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

4(1)　道路の種類　　府道
(2)　路線名　　木津加茂線
(3)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
木津川市鹿背山鎌研18の14から 木津川市鹿背山柳谷51の５を経て 木津川市鹿背山大木谷４の３まで	前	m 最小　3.7 最大　20.2	m 128.5	区域の廃止 廃道 延長12.0m 幅員 最小 4.2m 最大 4.2m
木津川市鹿背山鎌研18の14から 木津川市鹿背山鎌研18の４を経て 木津川市鹿背山大木谷４の３まで	前	最小　4.2 最大　9.1	102.8	

木津川市鹿背山鎌研18の14から 木津川市鹿背山柳谷51の５を経て 木津川市鹿背山大木谷４の３まで	後	最小　3.7 最大　20.2	128.5	
木津川市鹿背山鎌研18の４から 木津川市鹿背山大木谷４の３まで		最小　6.7 最大　9.1	90.8	

(4)　縦覧場所　　京都府山城南土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

5(1)　道路の種類　　府道
(2)　路　線　名　　小西西坂線
(3)　道路の区域

区　　間	変更前後別	敷地の幅員	延　長
綾部市小西町落合82から 綾部市鍛治屋町宮ノ前８の７まで	前	最小　6.5 m 最大　9.0	167.0 m
	後	最小　7.4 最大　18.2	

(4)　縦覧場所　　京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

6(1)　道路の種類　　府道
(2)　路　線　名　　柚原向日線
(3)　道路の区域

区　　間	変更前後別	敷地の幅員	延　長
亀岡市東別院町南掛田部垣内９の１から	前	最小　3.8 m 最大　14.7	657.3 m
亀岡市東別院町南掛才ノ下34まで	後	最小　11.0 最大　32.7	647.4

(4)　縦覧場所　　京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和７年３月28日から令和７年４月11日まで縦覧に供する。

令和７年３月28日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

1(1)　道路の種類　　府道
(2)　路　線　名　　奈良加茂線
(3)　供用開始の区間及び期日

区　　間	期　　日
木津川市加茂町里西大間田18の４から 木津川市加茂町里西大間田18の４まで	令和７年３月28日

(4)　縦覧場所　　京都府山城南土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

2(1)　道路の種類　　府道
(2)　路　線　名　　舞鶴綾部福知山線
(3)　供用開始の区間及び期日

区　　間	期　　日
綾部市私市町大町53の１から 福知山市大字私市小字新久375まで	令和７年３月28日

(4)　縦覧場所　　京都府建設交通部道路管理課、京都府中丹東土木事務所及び京都府中丹西土木事務所

3(1)　道路の種類　　府道
(2)　路　線　名　　小西西坂線
(3)　供用開始の区間及び期日

区　　間	期　　日
綾部市小西町落合82から 綾部市鍛治屋町宮ノ前８の７まで	令和７年３月28日

(4)　縦覧場所　　京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

4(1)　道路の種類　　府道
(2)　路　線　名　　柚原向日線
(3)　供用開始の区間及び期日

区　　間	期　　日
亀岡市西別院町萬願寺河原15の１から 亀岡市東別院町南掛才ノ下34まで	令和７年３月28日

(4)　縦覧場所　　京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第170号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により、指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和７年３月28日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

1　区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平成 28 年京都府告示第 197 号	田辺２（新こ 1005-2）	京田辺市田辺	次の図のとおり	土石流
〃	田辺３（新こ 1005）	〃	〃	〃

2　縦覧場所　京都府建設交通部砂防課及び京都府山城北土木事務所

京都府告示第171号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、宇治都市計画下水道事業（令和２年京都府告示第662号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和７年３月28日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

1　施行者の名称
　城陽市
2　都市計画事業の種類及び名称
　宇治都市計画下水道事業
　城陽市公共下水道
3　事業施行期間
　令和２年12月11日から令和８年３月31日まで
4　事業地
(1)　収用の部分
　変更なし
(2)　使用の部分
　変更なし

京都府告示第172号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、宇治都市計画下水道事業（昭和61年京都府告示第109号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和７年３月28日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

1　施行者の名称
　井手町
2　都市計画事業の種類及び名称
　宇治都市計画下水道事業
　井手町公共下水道
3　事業施行期間
　昭和61年２月21日から令和８年３月31日まで
4　事業地
(1)　収用の部分
　変更なし
(2)　使用の部分
　変更なし

京都府告示第173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、宇治田原都市計画下水道事業（平成６年京都府告示第477号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和７年３月28日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

1　施行者の名称
　宇治田原町
2　都市計画事業の種類及び名称
　宇治田原都市計画下水道事業
　宇治田原町公共下水道
3　事業施行期間
　平成６年７月15日から令和８年３月31日まで
4　事業地
(1)　収用の部分
　変更なし
(2)　使用の部分
　変更なし

京都府告示第174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、相楽都市計画下水道事業（平成元年京都府告示第173号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和７年３月28日
京都府知事　西　脇　　隆　俊

1　施行者の名称
　木津川市
2　都市計画事業の種類及び名称
　相楽都市計画下水道事業
　京都府木津川流域関連木津川市公共下水道
3　事業施行期間
　平成４年３月31日から令和８年３月31日まで
4　事業地
(1)　収用の部分
　変更なし
(2)　使用の部分
　変更なし

京都府告示第175号

京都府警察手数料徴収条例施行規則に基づき手数料を徴収しない理由を定めた告示（平成12年京都府告示第258号）の一部を次のように改正し、令和７年４月１日から施行する。

令和７年３月28日
京都府知事　西　脇　　隆　俊

表２の項中「規則別表第２の４の項から６の項まで」を「京都府警察手数料徴収条例（平成12年京都府条例第16号）別表第２の２の項」に改める。

公　　告

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第３条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和７年３月28日
京都府知事　西　脇　　隆　俊

1　林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
　松山工業有限会社
　代表取締役　松山　幸司
　舞鶴市字岡田由里1144番地
2　林地開発行為の目的
　土石の採掘（真砂土）
3　林地開発行為をしようとする区域
　宮津市字獅子小字ヒエ谷10205番ほか（次の図のとおり）
4　林地開発行為をしようとする区域の面積
　5.1ヘクタール
5　期間
(1)　林地開発行為を行う期間
　令和７年９月10日から令和10年９月９日まで
(2)　林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間
　平成８年５月14日から令和16年９月９日まで
6　生活環境に影響が生じるおそれの有無
　有
7　生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
騒音及び振動の発生	宮津市字獅子地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	騒音及び振動を抑制するため、低騒音型の建設機械を使用し、早朝深夜は、プラント施設の運行並びに重機及び運搬車両の使用は行わない。
土ぼこりの発生	〃	土ぼこりの発生時には散水を行い、飛散を防止する。

周辺道路の汚損	宮津市字獅子地内の一部に存する道路（次の図のとおり）	運搬車両に付着した土砂等を除去し、持ち出しを防止するため、場内の出入口付近に洗車場を設置する。 道路を汚損した場合は、速やかに清掃及び修繕を行う。
交通量の増加	〃	場内への出入りに際しては、安全確認を徹底し、車両運転者に安全運転の指導を行う。 出入り車両が多い場合は、交通整理員を配置し、安全に留意する。 走行については、地元車を優先し、徐行する。
土砂流出及び濁水の発生	宮津市字獅子地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内排水を全て沈砂池に集水し、土砂を沈下させた後に場外に排水する。 沈砂池容量を確保するため、土砂を定期的に除去する。
河川水量の増加	〃	雨水を全て場内最下流部に設置した調整池に集水し、流量を調整後に場外に排水する。 調整池容量を確保するため、土砂を定期的に除去する。

8　縦覧場所
(1)　京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課
　　京丹後市峰山町丹波855番地
(2)　京都府農林水産部森の保全推進課
　　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
(3)　宮津市産業経済部農林水産課
　　宮津市字柳縄手345番地の１
(4)　松山工業有限会社
　　舞鶴市字岡田由里1144番地
9　縦覧期間
　令和７年３月28日（金）から令和７年４月28日（月）まで
10　意見書の提出期間及び提出先
(1)　提出期間
　　令和７年３月28日（金）から令和７年４月28日（月）まで
(2)　提出先
　　〒627-8570　京丹後市峰山町丹波855番地
　　京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課
（「次の図」は、省略し、その図面を８の縦覧場所において縦覧に供する。）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第１項の規定により、認可の告示（令和７年近畿地方整備局告示第38号）があった京都都市計画道路事業の概要は、次のとおりである。

令和７年３月28日
施行者　京都府
代表者　京都府知事　西　脇　　隆　俊

1　都市計画事業の種類及び名称
　京都都市計画道路事業
　３・５・14号　御陵山崎線
2　施行者の名称
　京都府
3　事務所の所在地
　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
　京都府建設交通部道路建設課
4　事業地の所在
(1)　収用の部分
　　向日市寺戸町中垣内、南垣内、殿長、辰巳、西野辺、西ノ段及び中ノ段地内
(2)　使用の部分
　　なし

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項に関する工事が次のとおり完了した。

令和７年３月28日
京都府知事　西　脇　　隆　俊

1　工事が完了した開発区域に含まれる地域
　京田辺市河原野色22の４
2　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　京田辺市三山木中央九丁目３の13
　小西　伸弘

内水面漁場管理委員会

京都府内水面漁場管理委員会指示第25号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第１項及び第

171条第４項の規定により、次のとおり指示する。

令和７年３月28日

京都府内水面漁場管理委員会
会長　中　原　　紘　之

1　指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、府内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においては、他の水面から持ち出したコイを放流してはならない。ただし、コイヘルペスウイルス病のＰＣＲ検査で陰性が確認された場合は、この限りでない。

2　指示の期間

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

漁業法（昭和24年法律第267号）第168条の規定による第五種共同漁業権に係る令和７年度漁業権者別増殖目標数を次のとおり定める。

令和７年３月28日

京都府内水面漁場管理委員会
会長　中　原　　紘　之

上段　尾数 単位：千尾
（発眼卵は万粒、産卵場造成は箇所）
下段　重量 単位：kg

漁場番号	漁業権者	あゆ	こい	ふな	うなぎ	はえ		ます類			かわよしのぼり		てながえび
						種苗放流	産卵場造成	河川	濃密放流区	発眼卵放流	種苗放流	産卵場造成	
京内共第１号	上桂川漁業協同組合	335 2,345	0 0		1 10	43 150	2	30 150			60 30	1	
京内共第２号	大堰川漁業協同組合	66 460	0 0	5 100	1 10			15 75					
京内共第３号	保津川漁業協同組合	86 600	0 0	10 200	1 10		1	6 30		2		1	
京内共第４号	京淀川漁業協同組合	4 30	0 0	7.5 150	1 10		1	2 10					
京内共第５号	賀茂川漁業協同組合	43 301	0 0	5 100	1 10		3	8 40		3		3	
京内共第６号	宇治川漁業協同組合	43 300	0 0	5 100	1 10	14 50	3	2 10					
京内共第７号	木津川漁業協同組合	66 460	0 0	7.5 150	1 10	14 50		6 30					
京内共第８号	美山漁業協同組合	290 2,030	0 0	5 100	1 10	34 120	2	16 80	120 600		60 30	2	
京内共第９号	和知川漁業協同組合	43 300	0 0					15 75					
京内共第10号	上林漁業協同組合	43 300	0 0	0.5 10	1 10			4 20					
京内共第11号	由良川漁業協同組合	143 1,000	0 0	10 200	1 10	29 100		10 50					57 40
京内共第12号	久多漁業協同組合	21 150			1 10			20 100	60 300				
京内共第13号	東別院漁業協同組合	10 70	0 0		1 10			2 10					
京内共第14号	上宇川漁業協同組合	10 70											
京内共第15号	野間漁業協同組合	54 380			1 10			10 50					
京内共第16号	京都府漁業協同組合 (網野支所)		0 0	0.5 10	1 10								
合　計		1,256 8,796	0 0	56 1,120	14 140	134 470	12 0	146 730	180 900	5 0	120 60	7 0	57 40
		7.0g 換算	20g 換算	20g 換算	10g 換算	3.5g 換算		5g 換算	5g 換算		0.5g 換算		0.7g 換算

備考：はえ及びかわよしのぼりについては、種苗放流又は産卵場造成のいずれかとする。

雑　　報

道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第22条第２項の規定による有料道路の工事を次のとおり完了する。

令和７年３月28日

京都府道路公社
理事長　神　　敏　郎

1　路　線　名　　一般国道312号
2　有料道路名　　山陰近畿自動車道
3　工事の区間　　宮津市喜多から京丹後市大宮町森本まで
4　工事の種類　　新設
5　工事完了の日　　令和７年３月31日